

林 政 審 議 会 議 事 録

1 日時及び場所 平成16年 9月13日(月)
農林水産省4階 第2特別会議室

2 開会及び閉会の時刻 14:00～16:30

3 出席者

委員	木平会長	青山委員	浅野委員	有馬委員	飯塚委員
	池淵委員	魚津委員	太田委員	海瀬委員	加倉井委員
	栗原委員	庄司委員	鈴木委員	高木委員	古河委員
	恵委員	横山委員	芳村委員	鷲谷委員	

幹事 関係府省

林野庁

4 議事

(1) 平成15年度国有林野事業の決算概要について(説明事項)

(2) 平成15年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況(案)について
- 諮問・答申 -

(3) その他(説明事項)

平成17年度概算要求及び三位一体について

平成17年度税制改正要望(環境税)について

地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策について

特定保安林の整備について

松くい虫被害対策について

農林水産省木材利用拡大行動計画の平成15年度の実施状況について

5 議事の内容

午後2時00分 開会

原口林政課長 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから林政審議会を開催させていただきます。

私、林政課長の原口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、委員の出欠状況について御報告いたします。本日は、委員22名中17名の方が出席することとなっております。当審議会の定足数であります過半数を満たしておりますので、本審議会は成立いたしております。

なお、まだ数名の先生方がお見えになっておりませんが、後ほどお見えになる予定でございます。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

木平会長 本日は、委員並びに各府省の幹事の皆様方におかれましては、御多忙のところ御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、議事に入る前に林野庁長官のごあいさつをお願いいたします。

前田林野庁長官 開会に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。委員の皆様方には大変お忙しい中御出席賜りまして、まことにありがとうございました。

御案内のように、林野行政の方も平成13年に「新たなる森林林業基本法」が制定されまして、これに基づきまして、森林の持っています多面的な機能、これを持続的に発揮させていくという観点から各般の施策の推進に努めているところでございます。とりわけ、近年大きな問題になっております地球温暖化防止問題、これへの対応ということで、14年の冬、12月でございますが、「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」を策定いたしまして、これに基づいてその推進を図ってきております。具体的には、大きな柱が4つございまして、森林の整備保全、保安林等の整備・管理、木材・木質バイオマスの利用促進、それと国民参加の森林(もり)づくりの4つの柱を立てまして森林整備等々に努めてきているところでございます。残念ながら、現下の見通しの中では、議定書でいうところの6%、そのうちの3.9%を森林で賄うということになっているわけですが、現状ベースでいきますと、せいぜい3%そこそこというふうな状況ではないかということです。17年度からこれの第2ステップに入りますので、後程御説明申し上げますけれども、これへの取り組みの強化を図っていきたいと思っている次第でございます。

こういった中におきまして、国有林野事業、御案内のように、平成10年度から抜本的改革ということで取り組んでまいりました。15年度まで5カ年、集中改革期間ということで、各般の合理

化等々に取り組んできたわけでございます。16年度からは、いわゆる新規借入金をゼロにと、27年ぶりに借金体制から脱却ということで今運営に取りかかっているところでございますし、また、この4月1日には従来の営林局、営林署の再編を終わりにして、7つの森林管理局と98の森林管理署といった新たなる体制でスタートいたしております。いわば新生国有林ということで、本年はその初年度に当たる。そういった意味で、今後本来の国民の森としての国有林、これを展開していく大きな一つの基礎ができたのではないかとということで、今後も特段の努力をしていきたいと思っております。

こういった国有林における取り組みにつきましては、この審議会でも御審議いただきましたけれども、「国有林野事業の管理経営に関する基本計画」を策定いたしまして、これに基づいて取り組んでいくということで、今般は、その実施状況を本審議会にお諮りいたしまして、御意見を付して公表というふうに考えているわけでございます。本日の審議に当たりまして、忌憚のない御意見を賜りますよう切にお願い申し上げる次第でございます。

また、あわせまして17年度の概算要求を提出いたしましたので、そういった関係、あるいは最近、大きな課題になっております三位一体関係等々につきましても、あわせて御報告、御説明させていただきたいと思っておりますので、それも含めましていろいろ御意見、御指導を賜れば幸いに存ずる次第でございます。

限られた時間ではございますけれども、よろしく願いいたします。

木平会長 長官、ありがとうございました。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

お手元の議事次第のとおり、今日は審議事項としまして、平成15年度の国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況について御審議をいただきます。また、説明事項といたしまして、国有林野の決算の概要、そのほか6つの事項についての説明がございます。

なお、今日は松くい虫被害対策についての説明がございますので、松くい虫の専門家である小林一三特別委員に御出席をいただいておりますので、御紹介いたします。

小林特別委員 小林でございます。よろしく願いいたします。

木平会長 ありがとうございました。

それでは、議事次第に従いまして、まず第1に「平成15年度国有林野の決算概要」の御説明をいただき、引き続いて「国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況(案)」について、農林水産大臣の諮問を受けて、これに対する御審議をいただき、答申を行うことにいたしております。

それでは、15年度の国有林野の決算概要から御説明をお願いいたします。

福田経営企画課長 それでは、お手元の資料1-1が文章、1-2が表になっているかと思いますが、本文の方の説明とあわせて表の方を御覧いただければと思います。

平成15年度における国有林野事業の決算については、1-1の最初に書いてありますように、森林の公益的機能の発揮と、財務の健全性の回復に努めた結果、後に御説明いたします出資金承継損による損失の増加というのがありましたが、新規借入金的大幅な圧縮など収支の改善を着実に進めて、抜本的改革の着実な推進が図られたものとなっていると思っております。

まず収支の状況についてでございます。文章とあわせて1-2の1枚目の表を見比べながら御説明したいと思います。

収入でございますけれども、表の方では左の欄に掲げてございますように、事業収入につきましては、長引く木材価格の低迷、土地需要の減退等の中でありまして、木材の販路拡大、資産の徹底した見直しによる土地の売り払いを進めるなど収入の確保に努力したわけでございますが、前年度よりも32億円減少いたしまして、472億円ということになってございます。

一般会計より受け入れにつきましては、森林整備等に充てる事業施設費の受け入れ増加等がありまして、前年度より155億円増加いたしまして、995億円ということになってございます。

借入金につきましては、新規借入金、前年度より122億円減少させまして179億円とする一方で、償還金に見合う借りかえをいたしまして1,641億円ということでございます。

支出についてでございますが、人件費につきましては、職員数の適正化に努め、約600人縮減いたしまして、前年度より83億円減少させております。

また、事業的経費につきましては、地球温暖化防止等に資する森林整備を積極的に取り組んだわけでございますけれども、一方で、災害が少なかったということで、災害復旧が前年度より減少したということもございまして、前年度より53億円増加ということで、466億円でございます。

利子・償還金につきましては、借りかえを行いながら借入金を累増させないということで、今後の資源の成熟により返済するというようにしておりますが、その累積債務が新規借入金の分だけふえることによりまして、償還金の増加によりまして、前年度より331億円増加しまして1,744億円ということでございます。

こうしたことから、この表の一番下にありますように、収入3,246億円に対しまして、支出3,211億円ということで、35億円の収支差でございます。

1枚目の表は、15年度中に代金を支払うことを約束してもらった収入額と、支払いの義務を負った支出額をわかりやすく対比させて、その結果、35億円プラスということでございます。しか

しながら、支払い義務を負った費用の中には、来年度の収益に対応する費用、あるいは立木のよ
うに資産として計上しておきまして、伐採の時点で原価に加えるべきだというのがございます
ので、こうした期間の出入りや資産として計上すべきものを分けて、民間企業が行うのと同じよ
うな企業活動の状況を整理いたしましたのが、2枚目の損益計算書、3枚目の貸借対照表でござ
います。

損益計算書ですが、現金の収支にかかわらず、15年度の1年間に上げたすべての収益と、それ
に対応するすべての費用を対比させて表示したものでございます。15年度の損益計算といたしま
して、費用が1,668億円、収益は1,161億円となりまして、その差額506億円を損失として計上し
ております。これは収益の欄の合計のすぐ上にありますが、このように昨年度に引き続き多額の
損失を計上する結果となっております。

費用の欄の中ほどに減価償却費というのがありますが、これは過去において、収穫量が大きか
った時期に積極的に開設いたしました林道等の減価償却の負担が今費用として計上してありまし
て、その分が依然として大きいということ、さらに、特別の事情といたしまして、緑資源公団出
資金承継損85億と、前年度なかったものを計上してございます。これは昨年、独立行政法人とな
りました緑資源公団、現在の緑資源機構でございますけれども、これに対して国有林野事業特別
会計から出資をしておりましたけれども、独立行政法人発足に当たりまして再度評価いたしまし
て、その結果若干目減りいたしました。454億円出資していたのですが、369億円ということにな
りました。このために、左の欄にありますように、承継損として85億円を計上せざるを得なかつ
たということでございます。こういうことがございまして、この承継損85億円を考慮いたします
と、前年度より75億円改善しているということになっております。

次に、貸借対照表を御覧いただきたいと思えます。これは15年度末の時点におきまして、国有
林野事業の財産の状態を整理して掲げたものでございます。左側に資産がございまして、それが
どういう状態になっているか、右側に、その資産がどこから、どういうふうに調達されてきてい
るかということを示しているわけでございます。資産の部を見ますと、流動資産139億円、固定
資産7兆円というものが上がっておりまして、国有林野事業が土地や立木など、非常に多くの資
産を持っているということがわかりいただけと思えます。

一方で負債の部でございますが、短期借入金1,715億円というものがございます。これは1年
以内に返済予定の長期借入金、実際にはこれは借りかえをいたしますが、短期借入金というこ
とで計上することになります。したがって、これと固定負債の長期借入金1兆1,080億円を合
わせると、1兆2,796億円、これは(注)の1のところ15年度末の債務残高について1兆2,

796億円と書いてございますが、これに当たります。これについては、先ほど申し上げましたように、借りかえをしながら、累増しないようなシステムになっているということでございます。

一方、資本の部で、本年度損失506億円となっております。

この結果、15年度末における累積欠損金2,480億円を計上しております。

このように、貸借対照表上は、長期借入金1兆円余りとありますが、一方で、左側の方に多額の資産が載っているということでございます。

次に、プラス35億円という収支差が出ておりますが、この収支差について御説明させていただきます。1枚目に戻っていただきたいと思いますが、(注)の2番のところですが、収支差につきましては、損益計算書上の損失を緩和し、貸借対照表上で当期の投資資本の財源を補っているということで、一方、現金預金の増加等にもあらわれているということでございます。

これは財務諸表上どこに行くのかということでございますけれども、先ほど申し上げたように、収入に対応するものとしましては当然収入に貢献する費用となります。一方、資産となっているものについては一部資産に行きます。また、現金預金となっているものについては16年度の事業に投入されるということで、これは次の年の事業につながっていくということでございます。このことにつきましては、監査法人にも御意見を伺いました上で、脚注にこのような形で記載をさせていただいたわけでございます。

以上が概要でございますけれども、1 - 2の4ページ目に国有林野事業の件費、新規借入金及び本年度損失の推移という棒グラフを掲げてございます。15年度は、特別の事情といたしまして、緑資源公団への出資金の承継損85億円がありますので、(注)にありますように、特別損失85億円を引きました421億円という数字を掲げさせていただきました。そうしますと、確実に件費、新規借入金、本年度損失ともに圧縮をしてきているということでございます。

御案内のとおり、16年度は新規借入金ゼロという予算で当初からスタートしております。このグラフに見るように、この5年間の改善努力というのが財務面でも非常にはっきりと出ているのではないかと考えております。

以上で御説明を終わります。

木平会長 ありがとうございます。これは次の議事にも関連いたしますので、議事を続けて行いたいと思います。

議事の2番目は、平成15年度の国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況であります。これについては、農林水産大臣から諮問を受け、御審議をいただき、答申を行い、公表するということになっております。この公表の際には、この林政審議会の意見の概要をあわせて公表する

ことになっております。

それでは、農林水産大臣の諮問を長官から代読していただくよう、お願いいたします。

前田長官 それでは、私の方から大臣の諮問文を代読させていただきます。お手元に写しがいついていようかと思ひます。

16 林国経第16号

平成16年9月13日

林 政 審 議 会

会長 木 平 勇 吉 殿

農林水産大臣 亀 井 善 之

平成15年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況について（諮問）

国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第6条の3第1項の規定に基づき、平成15年度における国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況を別添により公表するに当たり、同法第6条の3第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

（諮問文の手交）

木平会長 それでは、諮問のありました件について審議を始めたいと思ひます。まず、説明をお願いいたします。

福田経営企画課長 それでは、お手元の資料、要約といたしまして、資料2-1がございます。本文は2-2でございます。要約の方で御説明をさせていただきたいと思ひます。

平成15年度の実施状況でございます。平成15年度につきましては、国有林野の抜本的改革における集中改革期間の最終年度に当たります。財政の健全化とともに国有林野事業の適切かつ効率的な管理経営を進めていくための基礎を築くために、管理経営基本計画の着実な実施に向けて各種の取り組みを積極的に実施したところでございます。

要約の2番のところで、15年度の主な取り組みでございます。本文は5ページです。まず、公益的機能の維持増進を旨とした管理経営の推進ということでございます。森林の公益的機能を維持増進させるために、長期育成循環施業を実施するなど、育成複層林の整備を実施いたしました。

事例として、そこに水源地となっております国有林において、抜き伐りを繰り返しつつ徐々に更新しながら、長期間にわたって森林状態を維持して、公益的機能を維持増進させる長期育成循環施業の例が写真で掲げてございます。

また、本文の14ページですけれども、例年と違いまして、改訂をいたしましたので、昨年の実施状況の公表に対しましてこの項目だけはふえております。開かれた「国民の森」の実現に向けまして、平成16年4月を始期といたします管理経営基本計画を改訂いたしましたわけでございます。新しい管理経営基本計画の改訂のポイントですが、14ページの右側にありますとおり、一つは公益的機能の維持増進ということで、国民の要請の高まりを踏まえた公益林の一層の拡大、あるいは針葉樹と広葉樹の混交の促進というようなことに取り組むとしております。

また、地球温暖化の防止等新たな政策課題の優先した取り組みということでありますと、地球温暖化防止への取り組みをする、あるいは生物多様性の保全への取り組みを強化するということを掲げてございます。

また、森林環境教育や森林とのふれあいの促進をするということですが、企業による社会・環境貢献活動としての「法人の森」、あるいは伝統文化の承継に貢献する「木の文化を支える森づくり」、こういったものを進めていこうというふうにしているわけでございます。

また、双方向の情報の受発信を基本とする対話型の取り組みということで、これは全体に共通することですけれども、情報の開示、あるいは国民の要請を反映した管理経営の推進ということを掲げてございます。こういうことによりまして16年度から新たに取り組みを進めているわけでございます。

なお、この際、パブリックコメントを募集いたしまして、157件の意見をいただきました。このうち137件の意見は計画に反映させていただいたところでございます。

次に、本文は50ページ、要約の2ページでございますが、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の吸収・貯蔵を進めるため、健全な森林の育成や治山事業等への木材利用を推進いたしました。ここに掲げてございます写真は、国有林内の治山えん堤、これは既存の治山えん堤ですけれども、たまたま落差がある、水量もある程度あるというようなところで、ごくわずかなところにしかできないという事例ではございますが、森林を複合的に利用して、自然エネルギーをも活用していこうということです。最近では、農業用水路とか、都市内の下水道とかも少し落差があれば発電ができるということもございますけれども、それと同じようなことでございます。この事例では、私どものつくってございました治山えん堤を、東京電力の子会社であります日本自然エネルギーという会社の方で、取水装置をつけ、発電機をつけて、補助金をもらって何とかペイするという形

で取り組んでいる事例でございます。

それから、国有林野事業における二酸化炭素固定に資する木材・木製品の使用状況ということで、下の方に表が掲げてございます。農林水産省は、御案内のとおり「木材利用拡大行動計画」というのを平成15年8月に策定いたしまして、「まず隗より始めよ」ということで木材の利用を進めているわけでございます。公共土木関係とか、あるいは補助事業の施設をできるだけ木造にしていこう、場合によっては、これは原則木造だということで、木造率100%で取り組むんだということで進めているわけでございます。後ほど全体の取り組み状況、林野関係の公共事業で1.9倍になっているということでございますが、国有林の公共事業の方は、実は3年ぐらい前から同じような考え方もっと積極的に取り組もうと、自分のことですので取り組もうということで、本家本元だということで取り組んでおりまして、5万2,000が6万2,000という数字でございます。

次に、優れた自然環境を有する森林の維持・保全の充実ということでございます。本文は23ページです。御案内のとおり、地域のさまざまな特徴のある森林の維持・保全を図るために保護林を設置しているわけでございますけれども、15年度には全国16カ所で新たに2万ha設定いたしました。累計では66万haということでございます。事例で紹介しておりますのは、「オンネトー湯の滝」ということで、大変変わった、二酸化マンガンの鉱石を微生物の働きで生成し続けるということで、その周辺の森林とこの滝のところをあわせて保護林に設定したところでございます。

要約の3ページ、本文は25ページですけれども、野生動植物の生息・生育環境を保全するために緑の回廊の設定を積極的に進めているわけでございますが、15年度は新たに2カ所、9万haの回廊を設定いたしました。累計では39万haとなっております。そこでモニタリング調査を行ったりしております。

また、(3)国民の利用や森林整備の参加の促進ということで、学校等を対象に「遊々の森」ということで、新たに52カ所で協定を締結いたしました。14年度から始めておりますので、71カ所になっております。事例は青森大学と「遊々の森」の協定を締結して学生の皆さんが作業をしている姿でございます。

要約の4ページの方に移りますが、ふれあいの森や分収林制度を活用いたしまして、森林整備への国民の皆さんの参加を促進したところでございます。15年度は137カ所のふれあいの森で、延べ1万5,000人の方に森づくり活動に参加していただきました。事例では、えびの市で、これは小林市の方がえびの市の国有林で森づくり体験をしていただいたということです。15年から4年間で、バットの原木になるアオダモを植えていこうという取り組みをスタートさせていただき

ました。

また、下の事例は、地域の皆さんの要請にこたえまして、「古事の森」、「曲げわっぱの森」等新たに7カ所設定いたしまして、「木の文化を支える森づくり」を進めている事例でございます。全国で12カ所となったわけでございます。写真の事例は「春日奥山古事の森」ということで、0.8haヒノキを植えていただきましたけれども、神社、仏閣等歴史的な木造建築物の建てかえ、修復に必要な大径木をつくるということで、春日大社、興福寺さん、東大寺さん、奈良県、奈良市あるいはN G Oの方々と一緒に植樹に取り組んだという事例でございます。

続いて5ページですけれども、林産物の持続的かつ計画的な供給ということでございます。自然環境の保全にも配慮しつつ、林産物を持続的かつ計画的に供給し、地域における木材の安定供給にも貢献するというので、15年度は間伐が多うございましたが、337万立方メートルを含みます486万立方メートルの木材を収穫いたしますとともに、民有林から供給しにくい樹種といたしまして特産樹種をそれぞれ供給してございます。

また、5ページの下の方になりますが、公益的な事業実施体制の確立への取り組みということで、7森林管理局分局、51の森林管理署事務所などを廃止いたしまして、将来にわたって適切で効率的な管理経営を進めていくための基礎となる体制をきちんと整えたということでございます。

要約の6ページでございます。効率的な事業の実施と民間事業体の育成に向けて、伐採・造林等の民間委託化をさらに推進いたしました。表にありますように、90%台をはるかに上回る率で民間委託化ということになってございます。

また、職員数の適正化を推進するというので、省庁間の配置転換等によりまして約600人を縮減いたしました。平成16年度期首の職員数約7,600人ということになってございます。

以上、はしょって恐縮でございましたが、要約で御説明させていただきました。

木平会長 ありがとうございます。

非常に多岐にわたる内容を要約して報告いただいたわけですから、委員の皆様方からこれに対する、すなわち国有林の決算について、それから経営管理の実施状況について、この二つあわせて御意見をお伺いいたしたと思います。どなたからでも結構です。

横山委員 資料の1 - 2で少し御説明をお願いしたいのですが、減価償却費で林道の償却分が大きくなっているというお話で、292億円の減価償却費が出ているのですけれども、林道自体の固定資産は土地に含まれているのでしょうか。貸借対照表と損益計算書の関係の中で、減価償却費が292億円、このベースになる資産は、土地の3,168億円の減価償却が292億円という理解でよろしいのでしょうか。

福田経営企画課長 林道につきましては、3ページの資産の部の固定資産の建物その他の資産、1,765億のところに入っております。

横山委員 そうすると、この1,765億円の資産の減価償却が292億円という理解ですか。

福田経営企画課長 減価償却費全額ではありません。ただ、277億が林道に相当しております、かなり大きな割合になっております。

横山委員 林道の耐用年数は10年ぐらいという理解でいいですか。

福田経営企画課長 15年です。

横山委員 わかりました。どうもありがとうございました。

木平会長 特に御意見はありませんか。

横山委員 林道の減価償却分が結構大きいので、その辺を確認したかっただけです。

木平会長 ありがとうございます。

ほかの項目について御意見を願います。

有馬委員 2 - 1の資料の、国有林野事業における二酸化炭素固定に関する木材使用状況というところですが、これの説明が本文の50ページにありますけれども、その説明と、固定だから、これでよしいのかなと思うのですけれども、地球温暖化防止のための吸収源としての評価ということになると、この表現は、私はこれで結構だと思うのですけれども、伐採は地球温暖化の放出になっておりますので、少し違えた表現も加え方がいいのではないかという気がいたします。というのは、これを使ったことによってどれだけの森林が吸収源として評価されたのか、これが大事ではないでしょうか。どのくらいの面積を手入れしたかというのが。

福田経営企画課長 評価は御指摘のとおりだと思います。ただ、木材の利用が、使われることが非常に大事だということを強調したかったので、このところでは蓄えていますという参考の書き方にしておりますが、まさに御指摘のとおりで、私どももそう思っております。

有馬委員 吸収源の評価と木材を使うというのは、一般の方々には説明しにくいところだと思うのです。誤解されるところが大変あるかと思っておりますので、なるべく適切にあらわしていただく方がいいのではないかという感じがいたします。

もう一つは、特にこういう土木構造物に使われているということになりますと、本来ならば鉄筋コンクリート造でつくるところなのではと思うのですが、だとするならば、それとの比較ということで、使ったことによってどれぐらい削減したかということのデータがむしろ大事ではないかと思えます。そうではなくて、普通は何もしないところにただ木材を使ったというのと、本来ならばえん堤としてコンクリートを使うところに材木を使ったというのでは大分意味が違うと思えますし、

むしろ削減効果としても使っているんだということを明確にしておいた方が非常にはっきりするのではないかという気がいたしますけれども、これはどちらなのでしょう。

福田経営企画課長 御指摘のとおりだと思います。たまたま木材の利用で立方で集計しているので、物によって全部置きかえたものと一部のものといろいろありまして、置きかえた相手も鉄の場合もあれば、コンクリートの場合もあるということで、LCAといいますが、きちんとアセスメントしてもう少し細かく出していこうという考え方は、私どもも同じく持っておりますが、これについては一応木材という形でとりあえず出させていただいたような格好になっております。

木平会長 これについては、木材を使ったということが、どうCO₂の吸収・貯蔵に関連するかという文章を追加された方がわかりやすいと思います。

ほかにございますか。

高木委員 収支状況の支出のところ、人件費が節約されて事業的経費が伸びているということ、仕事の内容でいうと委託なり何なりが伸びているということを示しているということになるわけです。この限りでは確かに節約になっているのですけれども、事業が従来よりもたくさんやられていても節約されているのか、それとも事業そのものが縮減しているから節約になっているのかというところが実ははっきりしない、両方の接点がはっきりしないと思うのですけれども、それはどこを見ればわかるのですか。

福田経営企画課長 収支状況等は、こちらの表でいきますと、あくまで金額で評価しておりますのでこういう形にならざるを得ないところもあるのですけれども、一方では、公共事業全体としてコスト縮減とかを取り組みながら、かつ事業をふやして森林整備を進めているということでございます。しかも、森林整備の作業種自体は非常に多岐にわたっているものですから、統一的にきちんと示せないところもございまして、そういう技術的な問題もございまして、こういう形になっております。

辻国有林野部長 1ページ目の人件費、83億減っているわけですけれども、この人件費というのは2ページ目の経営費の中に一部含まれております。もう一つは一般管理費及び販売費の中にも含まれております。もう一つは、造林をやることによって資産に計上する、三つに分かれております。経営費のところを見ていただきますと1億しか減っていない。これはどういうことかという、経営費のところではやるのは森林パトロールとか、あるいは森林計画、そういったまさに公益的機能重視の管理経営に必要な人件費はそんなに減っていない。したがって、販売だとか森林整備、これはほとんど委託化に回しておりますので、その部分で減っているという状況になっております。

木平会長 高木委員、いかがいたしましょうか。

高木委員 基本的にはよくわかりましたが、これは関連づけてどこかで記述されるといいのではないかと思います。

木平会長 よろしいですか。今の御意見を採用していただいて、人件費の削減と、それに見合った仕事量とのバランスがどうなっているのかということをお文章として入れていただきたいということでございます。

ほかに御意見ございますか。

横山委員 林道にこだわっておりますのは、林道から200m以内では効率が良くなるということで、恐らく路網の整備ということが吸収源の達成にかなり影響してくるという前提で森林整備計画をお考えになっていらっしゃると思うのですが、そのときに、教えていただきたいのは、林道整備事業というのはこの国有林野事業の中でどのくらいの重みを持っているというふうに理解をしたらいいのか。森林整備事業という中に入っているのかと思うのですが、その中でこうした面的な整備と、ソフトな社会資本形成とのウエイトづけみたいなものはどこを見たらよろしいのか、教えていただきたいと思います。

福田経営企画課長 今回の件でございますけれども、林道については森林整備投資の一環として入れておるわけでございます。先ほど申し上げました林道、過去はかなり積極的に、多投資多収益期待型といえますか、そういう形で40年、50年ぐらいで伐採してありまして、それで積極的に林道につけるということでやったのですが、それでは、今は路網はつくっていないのかということですが、民有林などもそうですけれども、きめ細かに作業道を入れて路網としての機能を果たしているということで、全体としてネットとして機能するという形で今積極的につくっております。したがって、私どもとしては林道事業を軽視して縮減を図ろうということではなくて、今の状況にあわせて、かつ、作業道の中でも繰り返し使う作業道のような形で、抜き伐りを繰り返す作業がこれから主体になってきますので、そういうときには繰り返し使えるようなきめ細かな路網、かつ低コストでということに努めております。

木平会長 よろしいですか。

どうぞ。

恵委員 2 - 2の40ページのところですが、国有林野の事業運営の中で95%以上が民間委託ということで、この民間委託をすることで、国有林野の維持管理に関しても民間委託があることが山側にとっては何らかの経済的振興に直結しているのですね、という御確認と、さらに、なお自ら行う直よう事業について効率的にというのは、自ら行われているのはどのように行われてい

るのかということをお願いしたいと思えます。

福田経営企画課長 前段のことにつきましては、森林組合でありますとか、地域の造林とか伐採を行っている民間の事業者の方に発注をしているわけでありまして、そういうことを通じて地域の雇用でありますとか、さらに伐採の場合は木材が流れることによって地域の経済に好循環をもたらしているということになっていると思っております。

それから、9割以上で残りの部分はどうかということですが、造林とか保育についても小面積でちょっと被害が出たとか、請負に出すほどの規模ではないようなものがございします。そういうものについても適時適切に森林の手入れをしなければいけないということですが、そういう分野に効率的に従事しているということですが。

恵委員 後段の方は、国有林野にかかわる直轄のどなたかがお仕事をされているという理解でよろしいですか、国から給料をもらっている方ということですか。

福田経営企画課長 そういうことですが。

恵委員 NPOとか流域の市民が国有林野にかかわるという将来のイメージを考えていたので、そのあたりを御質問したのですが、具体的には、国有林野に限って言えば、民間に委託できているのは完全に行動能力を持った、事業能力のある人たちというふうに考えるべきで、いわゆる民間の森林ボランティアに少し技術力がついた程度の人々というのはまだまだかかわりにくいのか、その辺のところを教えてください。計算上は出にくいと思うのですが。

福田経営企画課長 私どもは、ボランティアの方々には、自分たちのフィールドだという自覚と愛着を持って同じところをずっと続けてやっていただきたいと思っております。そういうことで分収造林ですとか、「遊々の森」とか、いろいろな制度を使って、門戸を広げてぜひ入ってきていただきたいと思っております。最近はたくさん手を挙げていただいて、いろいろやっていただいて、大変ありがたいことですが、全体ではそれよりもはるかに大きな規模で経営をしておりますので、その部分については民間事業者にまとめて発注しているということですが。

木平会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

加倉井委員 要約の2ページのところに、優れた自然環境を有する森林の維持・保全の充実というのがあって、私としては非常に珍しい例がありまして、マンガン鉱床の保護林、なるほど森林にはこういう機能もあるのだなあということを見出すおもしろいプレゼンテーションをなさったと思えます。その次のツキノワグマも、モニタリングをやったと口で言われても本当にやっ

ているかどうか、私どもは余りわからないのですが、ここに写真が出ておりますのはいいなと思いました。つまり昔の林野庁というのは木を切る官庁というか、そういうものだったのですが、今度新しくなった。しかし、新しくなったと言いながら、移り変わる途中の状態では本当に変わったのかということが国民から見てわからなかったのですが、これで確かにモニタリングしているなど、マンガン鋳床もこういう機能もあるなど、ついでに本文の方を見ますと、木地師の集落跡を「恵みの森」と呼んで訳がわからない名前なのですが、保護林としてやっている。これも非常にいい新しい傾向が出てきたなと思ひまして、コメントしております。いいのではないかと思います。

木平会長 ありがとうございます。

どうぞ。

太田委員 質問はそろそろ終わりだろうと思うのですが、この実施状況に直接かかわらないのですが、今言ったように国有林が開かれたということですが、単純な質問ですけれども、例えばどこの国有林を見学したいというふうに誰かが言った場合、どんな受け入れ体制をして、どういうサポートをするようになっているのか、そのあたりのことを、直接関係ないのですが、これからますます国有林を開いていくというときに、一般的にどこの森を見せてもらいたいというのはすぐわかるのです、技術的なものも、科学的なものも。例えば国有林を見学したいというふうに来た場合に、どんなふうになっているのかちょっとお教えいただきたいと思ひます。

福田経営企画課長 ケース・バイ・ケースで画一的には答えにくいところがありますが、まず、「木と緑の相談窓口」、これから「緑づくりの支援窓口」ということで、私ども窓口を明確にしておりますので、そういうところに御相談いただければ、そこに行くルートですとか、こういうふうに行けば、こういう形で行けますよという形で御案内しておりますし、業務上都合がつけば、そういうときにあわせて現地まで御案内して、御説明するようなこともやっております。ただ、ケース・バイ・ケースですべてできるということではなくて、私どもとしては、そういうことを積極的にできるように、また、わかりやすい説明ができるように対応できるような者をできるだけ配置するような努力もしております。

太田委員 事業の関連ですけれども、システム的に入っていきやすくなるとよりいいのではないかとということで、関連して質問させていただきました。ありがとうございます。

福田経営企画課長 ただ、伐採等を行っているところは、一般の人が立ち入りされますと非常に危険でございますし、いろいろな現地の状況もございますので、できるだけ早く行ければ危険なところでもいいと言われても、やはり安全なところをお願いするということもございます。

辻国有林野部長 今、局と森林管理署に「木と緑の相談窓口」と、もう一つ、ボランティアの人たちが相談に来たときに応ずるようなボランティアへの支援窓口、両方設置しておりますので、それを使っていただければと思います。

木平会長 ありがとうございました。

確かに今のように、国有林の理念だけではなくて、かなり具体的なことについても留意されることは必要だと思います。くだらない例ですけども、私の学生がある授業の中で、開かれた国有林というところについて質問があったわけです。「国有林は何ヘクター開かれたんですか」という質問をするわけです。これは森林関係の学生なので、まして一般の方はそういう具体的なところから国有林が本当に開かれるということが重要ではないかと思います。

芳村委員 国有林というのは地図で見て何かマークが入っているんですか。

福田経営企画課長 そういうふうに入れてくれるといいと思うのですが、例えば国土地理院がつくった地図に、ここから先は国有林ですと線は引いてないわけです。私どもとしては、主要なルートの国有林の境目には「ここからは国有林です」と、そういう標識を整備して、皆さんに、ここから先は国有林ですよということがわかるように努力しておりますけれども、地図ではなかなか一般化されておられません。

芳村委員 例えば森の地図みたいなものはあるのですか。

辻国有林野部長 業務用はあります。

芳村委員 でも、国民のための、業務用ではないものは。

辻国有林野部長 ですから、業務用はあるのですけれども、それが一般化されていない。林野庁としてはつくっているのですけれども。

芳村委員 これから秋になるので、開かれた森だから、ひとつ見に行こうと、子供たちと行こうといったときに、どこでそういうのを調べればいいのでしょうか。

福田経営企画課長 今、私ども1,200か所以上のレクリエーションの森というのを設けまして、ぜひ国民の皆さんに来てください、いいところですよということで情報提供もしているわけですが、今その検討会を別途やっております、その中で同じような御意見をいただいております。もう少しわかりやすい、例えば一般の人が来たときにサインで快適に利用できるようにするとか、それを支援する人たちがマップをつくって、誰でもそういうマップを使えるようにするとか、そういうことをもう少しやるべきではないかという意見もいただいております。そういう意見も出てきておりますので、検討会の方でまとめましたら、早速具体的な施策に生かしていきたいと思っております。

芳村委員 旅がブームですし、みんな歩いて森に行きたいと、今一番思っているときなので、大至急、たくさんの、特に女性の意見などを聞いていただいて、ぜひまとめていただきたいと思います。

木平会長 どうぞ。

恵委員 この全体の計画のもっと根本のところ、来年度以降つけ加えることかもしれないのですが、例えば農水省では環境保全型農業とか、そういう言い方が出てきていて、林野庁では「環境保全型林業」という言い方があるのかどうか。例えば要約の2ページの上の治山えん堤を見ますと、魚が上っていけない絶壁のえん堤があって、海から源流まで一本の川で、川の側から見ると、生き物が上下に行けるようにということなどもあわせて、事業は事業なのですが、そういうところが工夫に盛り込まれてくるといろいろな人たちの理解も広められるかなというのがあるので、その辺が課題としてもう少し出てくるといいと思うのですけれども、事例がありましたら、お願いいたします。

福田経営企画課長 環境保全型といいますか、そういう意味では、公益的機能の維持増進を旨とした管理経営と、管理経営そのものを全般にそういうふうにしていくという中で、複層林施業でありますとか、皆伐しないでいつも森林が被覆されているような状態で森林を取り扱っていく、そういうことを推進していくということでもあります。この例は落差がないと発電できないので、一番落差があるようなえん堤を写しております。国有林の中にはもう少し低い、下から見たら高さがないような治山えん堤が多いのですけれども、これでないと発電できないので急なところだったのですが、そういう治山の工法なども、低ダムを使うとか、そういうことで一生懸命やっておりますので、具体的な事例もこれからどんどんふえていくというふうに思っております。

木平会長 残り時間がないので、簡潔にお願いいたします。

庄司委員 戻って申しわけないんですけれども、我々民間企業では、企業努力として大変いい業績が出ていることはわかるのですけれども、ここに緑資源公団の出資金承継損というのが85億も出てくる。こういうたぐいは今後も出るのですか。出るとしたら、どのくらい出るのですか。

福田経営企画課長 出資金でこういうことというのは余りないのではないかと。極めて特別なことではないかと思えます。

辻国有林野部長 これは緑資源公団が緑資源機構になるときに資産評価を、少し時価評価をやったらどうだという話がありまして、伐期齢以上については時価評価をしました。そうすると、資産が減になったわけです。その部分を出資比率で損にしたということでございます。

庄司委員 それはバブルが終わって土地の評価が下がったと同じようなことでわかるのですけ

れども。

辻国有林野部長 そういう意味では一過性だと思っております。

庄司委員 こういうたぐいはまだありますか。

辻国有林野部長 ほかにはないと思います。

木平会長 それでは、国有林の決算と経営管理の実施状況についてのまとめを行いたいと思います。委員の方からは、木材資材の利用について、もう少しわかりやすい説明をつけた方がいいという御意見、それから、人件費と事業量の関連についても説明を加えた方がいいという御意見がありました。そのほかに林道の位置づけ、あるいは民間委託のこと、あるいはNPOへの期待、モニタリング、開かれた国有林、あるいは地図とか標識、そういったことについての今後の御注文も出たように思います。

ということで、私の方でまとめさせていただきますと、今申し上げたようなことについて文章上の表現の修正等が必要ではないかと思えます。なお、その字句の修正については、私、会長に一任ということをお願いして、この原案自体については適正であるという旨答申することとしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

(「賛成」「異議なし」の声あり)

木平会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきたいと思えます。

それでは、答申案を配付していただきまして、御確認をいただきたいと思えます。

答申案の(案)をお配りいたしました。御確認いただいたでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木平会長 ありがとうございます。

それでは、この件についての審議を終了させていただきます。

続きまして、議事の3、その他に入ります。説明事項です。まず、平成17年度の予算及び税制の要求の概要について説明をいただき、その後地球温暖化対策について説明をいただきます。

それでは、説明の方、続けてお願いいたします。

原口林政課長 それでは、まず予算の関係について御説明いたします。お手元の資料3-1を御参照ください。

まず、林野庁全体でございますけれども、最初のページの一番下、総計にありますように、来年度要求額は5,005億円ということで、対前年114.1%の要求をしております。うち、公共事業につきましては、災害を含めまして3,795億円ということで、対前年116.7%となっております。な

お、治山事業、森林整備事業いずれについても同率伸び率で要求しております。

一方、非公共事業ですけれども、1,210億円、対前年106.7%の要求をしております。この中では、特に施設費、この中には間伐のための作業道の整備とか、機械の導入が含まれておりますけれども、これが120.5%ということで、特に重点を置いております。

概算要求の内容につきましては、3 - 1の資料の一番最後にカラーのB4の紙を折り込んでありますので、それを御参照ください。平成17年度は、冒頭長官からもごあいさつ申し上げましたように、地球温暖化防止対策の第2ステップがスタートする年でございます。このため、森林吸収源対策というものを従来に増して強力で推進することとしております。大きくはここにあります6本の柱で構成されております。左上より順次御説明いたします。

第1は、多様で健全な森林の整備・保全でございます。森林吸収源としてカウントされるためには、きちんと森林が整備・保全されている必要があるということでございまして、このため間伐を一層推進する。そのほか、伐採後放置されている造林未済地の解消を図ります。また、荒廃した奥地保安林につきましては、森林整備と治山施設の整備を一体的に実施することといたしております。

第2は、川上・川下が一体となった森林資源循環システムの確立でございます。現状では間伐材の利用率が50%に達しておりません。このため、森林で切り出した間伐材の利用を進めるということで、川上と川下の連携の強化、間伐材の需要の拡大を図ってまいります。

第3は、木材・木質バイオマスの利用の推進でございます。木材自給率が18%にとどまる中で、住宅生産から木質バイオマスまで、さまざまな分野での利用の促進を図ってまいりたいと考えております。特にITを利用した流通への取り組み、木材のラベリングの普及など消費者の視点を重視してまいりたいと考えております。

第4は、国民参加の森林づくりでございます。森林に対する国民意識の醸成、向上を図るため、森林ボランティア活動に対する支援、森林環境教育の推進を行ってまいります。

5番目は、担い手の定着促進と山村再生でございます。緑の雇用担い手育成対策を引き続き実施いたしますとともに、森林資源を活用した新たなビジネスを創出する。これによって所得機会の確保、定住の促進を図ってまいりたいと考えております。また、森林整備の中心的担い手である森林組合等の育成を図りたいと思っております。特に森林組合につきましては、森林施業の集約化、経営基盤の強化を図るべく、制度、具体的には森林組合法の見直しを検討しております。

6番目は、いのちと水を守る緑の緊急保全対策の推進でございます。山地災害危険地区が全国で20万カ所を超えております。その中でまだ整備の着手率が50%に達していないという中で、治

山事業についても力を入れてまいりたいと考えております。

以上、6本の柱で来年度要求はいたしております。事業の詳細につきましては、3-1の資料の2枚目以下に、重点事項という形で、今申しました各項の主な事業についての概要を御説明しておりますので、後ほど御参照いただければと思っております。

なお、3-1の資料の2枚目ですけれども、重点事項の一番最初のページに、補助金改革の取り組みとございますので、それを簡単に御説明いたします。

補助金を地方にとって使いやすくするというために、地方公共団体向けの補助金につきましては、施策目的ごとに交付金として大きくり化するというので、来年度要求の中で農水省全体として取り組んでございます。林野関係につきましては、ここに書いてあります二つの交付金、一つは森林整備を対象といたします森づくり交付金、二つ目は、林業、木材産業の合理化を図るための、強い林業・木材産業づくり交付金という二つの交付金に大きくり化して要求をしております。

次に、三位一体改革について御説明いたします。資料3-2を御参照いただきたいと思います。

1ページ目ですけれども、御案内のとおり、国庫補助金の削減、地方交付税の改革、税源配分の見直しという三つのものを一体的に進めるという三位一体改革が今行われております。今年度の「骨太方針」で定められましたように、この秋に全体像を明らかにする。税源の移譲はおおむね3兆円規模を目指すという形で進められております。

2ページ目ですけれども、8月末に地方六団体の提案が行われました。その概要ですけれども、17年度、18年度で総額3.2兆円を基本とする補助金の削減を目指すということになっております。移譲対象補助金の内容は下に書いてありますけれども、これを林野庁関係で整理したものが3ページ目です。農水省関係では、3兆2,000億円のうち3,000億円強の補助金を廃止するものとしてリストアップされてございます。そのうち林野庁関係では1,022億円ということで、ほぼ3分の1がリストアップされております。その中で一番大きいものが治山事業でございまして、958億円ということで、いわゆる都道府県に対する補助治山というものがすべてこの対象になっております。

なお、このほか林野庁関係におきましては、林業の普及事業の交付金、林業生産流通補助金、これは地方公共団体向けのソフトの経費の補助金でございまして、3番目は、森林計画や保安林管理に対する補助金というものが対象となっております。現在、林野庁だけでなく農林水産省全体として各補助金の意義なり必要性を主張して、各方面の御理解を求めているところでございます。

このうち、今申しましたように、特に影響の大きい治山事業につきましては、治山課長の方が

ら御説明いたします。

上河治山課長 ただいま林政課長から三位一体改革についての御説明がありましたけれども、今回六団体の方から出されております国庫補助負担金等の改革案の中で、森林林業関係の補助金といたしまして、3ページに載っておりますように、1,022億が対象になっておりますが、中でも国の基幹的な国土保全施策であります補助治山事業、約958億の全額が税源移譲対象となっているということでございます。これは治山全体、1,347億の71%、残りは直轄の治山事業でございます、補助治山はすべてということでございます。

ちなみに、今回の六団体の国庫補助負担金等の改革案の中におきましては、特に公共事業につきましては、市町村に迷惑をかけないという観点から、都道府県補助のもののみをリストアップしているということになっております。この関連で、治山事業と同じように、国土保全にかかわる防災対策であります砂防事業ですとか、河川改修といった事業についても同じように載っているという状況になっております。現在この案につきまして政府・与党の中で議論が行われておきまして、11月中旬には、経済財政諮問会議の中で全体像を決めるという情報があるわけでございます。

お手元の4ページに、治山事業の国庫負担制度の必要性についてのペーパーをつけてございます。治山事業につきましては、皆様方よく御承知のとおり、山地災害の復旧等を行い、国民の生命や財産を守る重要な国土保全施策でございます。そこに書いてございますように、山地災害等が発生いたしますと、治山事業等で山腹の基礎工事等に着手して、事業が終わりますと、またもとの森林に戻るといった事業をやっております。もしこのまま治山事業を行わずに放置いたしますと、崩壊が拡大し、また土砂が流出して下流の河川に大きな影響を及ぼすということになるわけでございます。

国庫負担制度の必要性ですけれども、治山事業は国民の生命、財産を守る事業でございます。そういう意味では、治山・治水は国の枢要な施策であるということですが、一つは、災害からの安全確保に地域の偏りがあってはならないということでございまして、もしこれがすべて都道府県の実施ということになりますと、非常に治山を熱心にやる県とそうでない県が出てきますと、国民の安全性に関しまして格差が出てくるといった状況になるわけでございます。

2番目は、森林崩壊の影響は複数の自治体からなる流域全体に及ぶということでございまして、上流の自治体で治山の事業等について手抜きをいたしますと、その影響というのはすぐに下流の自治体の方に大きな影響を及ぼすということになってまいります。

3番目は、突発的な財政出動に機動的に対応する必要があるということでございまして、災害

と申しますのは、毎年毎年同じように発生するわけではないわけでございまして、皆さん御存じのとおり、台風も毎年違ったコースで我が国を襲うということになります。昨年は熊本県や北海道で非常に大きな災害が出ました。今年は新潟県や福井県、徳島県、そういったようなところで大きな災害が出ているということでございまして、しばらく大きな災害がないからといって安心してありますと、ある時突然大きな災害が起きて、大きな出費が必要になるということでございます。そういった状況に対応するためにも国庫補助負担制度が必要だということでございまして、治山事業のような事業につきましては、国庫負担制度のようなもとの、国が広域的な観点から災害の発生状況に応じて、事業を機動的かつ重点的に実施できるように措置する必要があると考えてございます。

右の方にまいりまして、もし負担金が廃止された場合の影響でございますけれども、大規模な山地災害が発生して、長期にわたって国民の生命、財産を脅かされるなど、国民生活に重要な影響を与えるということでございます。一つは、総合的な国土保全対策が困難であるということでございまして、先ほど申し上げましたように、地域で安全の格差が生ずるとともに、また、下流の都市住民と国民の生活に大きな影響を及ぼすおそれがございます。それから、災害復旧が困難になるということでございまして、山地崩壊等の災害が起こりますと、当面は災害関連事業によりまして応急的な措置を行いますけれども、その後の本格的な復旧は治山事業で行うということで、災害関連事業と治山事業が一体となって災害復旧を行っているのが実態でございます。そういった中でもし治山事業がなくなれば、災害復旧が現実的に困難になってくるという状況を招くおそれがあるわけでございます。

さらに、下に書いてありますけれども、治山事業実施の必要性の高い県、例えば森林が多い県などですけれども、こういった県ほど財政力が弱いという状況にありますので、そういう中で一般財源化されると治山事業そのものの実施も困難になるおそれがあるということでございます。

そういうことでございまして、私どもといたしまして、今回の案につきまして、地方六団体の改革案は、先ほど申し上げましたように、防災対策にかかわる国と地方の役割ですとか、国庫負担制度の必要性などの議論といった議論が必ずしも十分に行われなまま決められているということについては、非常に大きな問題があると考えてございます。また、国民の生命、財産を守る治山事業については、広域的な観点から国が責任を持って実施する必要があると考えておりますし、また、補助金が廃止された場合には、地域の安全性に格差が生ずるおそれがあるというふうにも考えております。また、現実に災害復旧ができなくなるおそれもあるということで極めて問題があると考えておりますので、また今後政府の中で検討する中においても、主張すべきは強く主

張っていきたいと考えております。以上、三位一体改革の関係で治山事業について御説明させていただきます。

岡田企画課長 続きまして、資料4、平成17年度税制改正要望（環境税）について御説明させていただきます。

環境税をめぐる背景といたしましては、地球温暖化対策の状況について若干触れさせていただきますと、現在、政府の地球温暖化対策の推進大綱がございますけれども、この評価、見直しを進めてきました中央環境審議会の地球環境部会の8月の中間取りまとめにおきまして、エネルギー起源の二酸化炭素の排出量でいいますと、基準年、つまり1990年に比べまして、総排出量が7.6%程度上回るということで、京都議定書の6%削減約束の確実な達成のために、追加的対策、施策の導入が不可欠である旨が提言されているわけでございます。

この動きを踏まえまして、環境省におきましては、地球温暖化対策を推進するため、環境税の創設等必要な税制上の措置を講ずることということを平成17年度税制改正要望として出しておるわけでございます。農林水産省といたしましても、地球温暖化対策のため、森林吸収源対策を推進する必要性があるという観点から、環境省の要望と同じ内容で地球温暖化対策を推進するため、環境税の創設と必要な税制上の措置を講ずることという要望をいたしておるわけでございます。

あわせまして、環境税の税収の使途に森林吸収源対策を位置づけるということも要望しておるわけでございまして、今後、環境省と連携を図りつつ、これらの要望の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えているわけでございます。

以上でございます。

木平会長 ありがとうございました。

今御説明いただきました17年度の概算要求及び三位一体の問題、それから環境税に対する要望、このことについて委員の皆様の御意見あるいは御質問があればお願いいたします。

太田委員 三位一体という話、先ほど治山課長から説明していただきましたけれども、実は、私個人的に治山技術というのをずっと研究というか、やってきた者ですのでお聞きしたいのですが、先ほどちょっとありましたけれども、どうしてこの治山事業が県の方に移ったというのか、こういう形になったのかという理由はどうなのでしょう。と申しますのは、先ほども話がありましたけれども、災害というのは非常に間欠的に起こりますので、例えば福井県で今度起こった災害というのは、多分福井県にとっては何十年ぶりとか、そういうものではないかと思うのです。そのときに、毎年起こっていないということになりますとだんだん減ってきてしまうということがあって、各県に分散したときに、本当に災害というのは大丈夫かなと、ちょっと心配な

のです。

そういうところの補てんとか、そういうことを考えずに、先ほどお話を聞きますと、市町村におろしたものは対象にならないとか、そういう形の論理だけでよろしいのかということが、私としては非常に気になるのです。福井県にとっては何十年に1回かですが、全体としては毎年のように起こっております。そのときの対応を、単に突発災害だけでやれるのかどうかということが一つです。

もう一つは、昔に比べますと、例えばはげ山はありませんし、表面侵食はなくなったとか、あるいは表層崩壊も随分減ってきているのです。ですけれども、逆に言うと、森林だけでは対応できないような深層崩壊というのは昔も今も同じ割合で起こるわけで、そういうことが非常に目立ってくるわけです。その跡地の治山復旧とか、そういうことに対してはこれからも必ず起こってくる話ですし、また、そのあたりは技術的にもいろいろ問題があることが、一つ一つのケースで起こってまいりまして、例えば今のように50近くに分割された県とかという単位で、本当に技術者が対応できるのだろうかということもちょっと心配になりまして、そのはっきりした理由がわからないと、その辺を専門にやってきた者としてはちょっと不安になるということですので、その辺いかがでしょうか。

上河治山課長 今回の六団体のリストにどうして治山事業が載ったのかという理由につきましては、これは六団体の方でつくられたものですから、我々の方も詳しい理由はわからないのですが、あえて考えれば、先ほど申し上げましたように、市町村に迷惑をかけないという観点で、都道府県補助の分だけを抜き出したために、治山事業とか砂防事業とか河川修繕、そういったような事業が入ってきているのではないだろうかと思っております。

問題点としては、先ほど太田委員の方から申されましたけれども、こういった突発的な災害に対応できるための財政支出の点を考えると、やはり一般財源だけでは心配があるというふうに考えております。

一つには、治山事業は公共事業ですので、公共事業というのは、当然国債を発行してやっている事業ということもありますので、そもそも税源移譲の対象になるかという議論もあります。それはそれとしても、もしいわゆる住民等の税金で税源移譲した場合ですと、それは人口とか、そういった外形的な要素によって配分が決まってまいりますので、そうすれば東京とか大阪のような人口の多いところには多く行きますけれども、逆に山の多い地方の県には多く行かないという問題もある。そうなってくると治山などの対応についても大きな問題が出てくるのではないかと考えております。

それから、最後の技術的な問題等につきましても、やはり治山とかこういう事業のようなものにつきましても、長期的な観点からの技術開発とか、そういったものも必要だろうと考えておられて、これまでもいろいろと林野庁の方でも、森林水文の試験地をずっと維持するとか、また、水源涵養機能の整備との関連についてのモデル事業を行うとか、それからコスト縮減のためのモデル事業を行うとかといったようなことをしながら、全国的にその成果を普及するというようなことをやっております。そういった観点も含めて、技術者の問題等も含めて、これも大きな問題が出てくるのではないかと考えております。

池淵委員 先ほど御説明があった左側の国庫負担制度の必要性というものを何でもっと主張できないのかなと思うところであります。防災なり災害関連、それは予防も含めて必要なわけで、そういう中で、ある意味で言えば安全な国土保全、そういうのが非常に大きなスタンスとして上がっている中で、先ほどのお金の問題を、そういう形でかなめの部分を国が放棄するというのは大変なことだろうと思います。

例えば四国を見てもわかるのですが、私も何度も訪ねるのですが、高知県とか徳島県は結構災害の多い県で、防災・災害関連に相当な投資をしてほかのインフラなどはほとんど整備が行き届かない。一方、香川県とか愛媛県は、言うては悪いですが、そういう形のものから免れること等もあって、都市基盤とか交通というようなところにすごく投資をしています。四国一つ見ても非常に格差がある。そういう状況等を見たり、あるいは先ほど来出ておりますように、災害というのは非日常な出来事で、日常的なそういう形の整備に、例えば府・県・自治体等にそういう形のもので移管されるとパイも小さいし、なおかつ、国が持ったバランス感覚で物が言えない。日常的なものにパイの少ないものをまた投入する。

そういう形からすると、安全というか、防災への投入というのが非常におろそかになりはしないかということ等もあって、格差をさらに拡大するような動きを招く方向に働きはしないかということで、これは国が安全な国土保全、安全という中には防災・災害ということかなめの基本的人権でもあろうかと思っておりますので、その部分は責任を持って、バランス感覚を持って投入する、そういう姿勢は、ここにありますように必要性そのものではないかと思ったりしますので、それはもっと主張すべきではないかと思ったりします。特に防災研究所における関係からいたしますと、防災・災害というのは特にそう思います。

木平会長 お二人の専門の方からそういう御意見をいただきました。

恵委員 二つ質問がございまして、この六団体からの対象が林野庁の治山事業についてこういうふうに言われていて、国土交通省の砂防とか、そちらもあわせて載っているのでしょうか。ま

た、六団体さんに対しては、国土保全をどう考えるのかというような質問状を出したりすることができるのかどうかということが1点です。

2点目は、資料4の森林吸収源対策推進のための税制のところ、先ほど来、材として森林の資源が都市などで使われていく。その部分が固定されているという主張をあわせてきちんと林野庁からしていかないと、1990年値に対して7.6%増になってしまっているというところの説明で、こちらでそれを担わなければいけないときに説明が非常につけにくくなっていくと思うのです。ですから、林業として出した材をこういうふうにCO₂の固定でカウントするという動きは一体どの辺まで進んでいて、どの辺まで国際的理解が進んでいて、日本はどのような主張のシナリオがあり得るのかということをご教示をぜひお願いしたいと思います。

木平会長 後半の御意見については、あとの10カ年対策のところでもお答えいただきたいと思います。

上河治山課長 では、前半の方についてお答えしたいと思います。六団体の中には治山事業だけでなく、国土保全にかかわります砂防事業、河川事業についても同じように補助について載っております。例えば砂防事業については1,174億円、河川事業についても1,228億円ということで、大変大きな割合の事業がリストに載っているという状況でございます。六団体の方で、国土保全に対してどう考えているのかということについては、もし聞けるのであれば私も聞いてみたいと思っております。

魚津委員 これは町村会なり市長会なりが、20兆4,000億の中から3兆円を削ろうということ而努力したのですが、しかし、それは3兆円に届かなかったんです。そこで8月18日、19日に新潟県で行われた知事会で、2兆5,000億の義務教育費の中学校費8,500億円入れて3兆2,000億になったのです。今、委員の言われますように、全国町村会に質問状を出されても答えは返ってこないと思います。

一つは、国が三位一体で、国庫補助金の負担の削減というのを打ち出しておられるわけです。これは2003年だったと思います。そして、地方交付税の改革というのは、毎年地方交付税が削減されているわけです。そして、3番目にある税源移譲、ここに今回大きなウエイトが課せられたわけでありまして、16、17、18年で4兆円削減するということでありまして、平成16年に、ある日突然1兆円削減されました。これは小さな町村、つまり常設保育所がかなりやられました。例えば私どもの町でも1億は超えました。しかし、税源移譲が来たのはわずか4,000万ぐらいです。だから、7,000万持ち出しをした。それがかなり強かったんです。平成16年度予算を組むときの町村はものすごく大変だったんです。それらを受けて、今年の6月に「骨太の方針2004」が出さ

れたわけでありませう。6月18日だっただと思ひますが、六団体に向かつて、3兆円税源移譲するから、その分だけ引き上げてこいと、そういう結果でございますので、私ども、林野庁ばかりでなく国土交通省もそうでありませうが、各省庁から、それこそ自治体を預かる者としては大変苦慮しているのですが、そういうことでございますので、六団体を責めるよりも日本国を責めていただきたいと思ふ次第であります。委員の皆さん方がそれぞれの立場で国に向かつて発信していただかないと、六団体はどうしようもないのです。

実は、3兆2,000億の中で法律改正も幾つかあるらしいです。そういうものをこれからどうするかというのは、今国の方で悩んでおられる場面もあるわけです。そういう状況でございますので、ぜひ街頭に出て日本の国土を守れというPRをしていただければ幸いです。

木平会長 どうもありがとうございました。

大分時間が過ぎておりますので、あとお二人、お願いいたします。

加倉井委員 環境税についてです。地球温暖化対策を推進するため環境税を創設することは、私は賛成ですが、環境省から出されるということが若干気になります。つまり林野庁はどうするんだ、何もしないのかとか、どうするんだということですが、長い間ジャーナリストをやっておりますが、省庁が何かの法律を出して通る確率というのがありまして、農水省は非常に高いのですが、ほかの省庁は非常に低い。環境省は特に低いように、今までの私の経験では観察しております。そういうことがあって、「任せておけばいいわ」みたいなやり方では絶対にこれは通らないだろう。それから、小泉さんの意向も、党内に権力基盤がないですから、人気取りをやりますから、多分これはだめだろうと。いろいろなことがありまして、これはこのままではかなり実現性が低いのではないかと思います。

ですから、おやりになるなら徹底的にやられたらどうかと思ひます。省庁にはそれぞれ力がございまして、力というのは何かというと、例えば何人の議員さんを自分の味方として応援を頼めるかとか、あるいは学者やジャーナリストのどれだけの人たちを味方にできるかということですが、そういう力があるところとないところとあるのです、申しわけないのですが、はっきりしております。ですから、他人任せにするなら、それはなやらないのと同然だろうと思ひますので、おやりになりたかったら、ひとつ本当に頑張ったらいいいと思ひます。念のため、水源税というのがつぶれてしまったことが過去にございませう。これはいい税だっただと思ひますが、つぶれてしまいました。そういうことで一言コメントします。

木平会長 それでは、最後ということをお願いしたいと思ひます。

高木委員 今までの話とは少し違ふのですが、予算の中で緑の雇用にかかわって、非常に積極

的な位置づけがなされていて非常にいいと思います。これは林野庁と和歌山県の協力で、3日間、和歌山県の森林組合を見させていただきまして、担い手の育成と後継者、それから温暖化対策を含めて非常に積極的な意味があると思うのですけれども、現実には非常に大きな役割を果たしているわけですが、一つ大きな問題は、制度がなかなか接続しにくいという問題を抱えているのではないかと思います。ここにも書いてありますけれども、1年目は厚生労働省の緊急雇用資金を使って、2年目は林野庁の担い手育成を使って、3年目は県単の研修を使うという形で、みんな制度の違うお金を入れて接続するという形になっております。

ところが、入ってくる人たちは非常に定着率もよくて、町や森林組合も住宅などを用意して定着させるようにしていて、現実には定着しているわけですが、契約はみんな1年で、しかも制度の違った補助金があるということで非常に不安を抱えているという現実がありまして、これから森林労働を定着させる、やはり3年ぐらいいないと、間伐材でも径の大きいものを切るというのをやることができるかどうかということで、そういう技能的な側面も含めて、雇用が安定できるような制度をどう保証していくかということは、予算のあり方とか、仕事のあり方とか、森林組合、いろいろな面から考えなければいけないのですが、ぜひ考えていただきたいと、調査のお礼と同時にぜひ申し上げておきたいと思います。

木平会長 ありがとうございます。

岡田企画課長 加倉井委員の御指摘につきまして、若干説明が不足だったのですが、この資料4は農林水産省としてこの要望内容で税務当局に出させていただいているものでございます。の部分は環境省が出しているものでございますので、それと一緒にあわせた中身を農林水産省としても出させていただいたということでございますので、お互いに頑張って取り組んでいきたいと思っております。

木平会長 それでは、このあたりで終了させていただきまして、次に「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」について御説明をお願いいたします。

山田計画課長 計画課長でございます。資料5を御覧いただければと思います。資料5は4つの資料がございまして、5-1が文章編、5-2が図表編、5-3が図表の一覧表になったものでございます。前回、5月のときには、これまでの取り組みと取り組むべき課題と、「展開方向」の一部まで御説明させていただいておりますけれども、5-4というのがその詳しい資料でございます。本日は時間の都合がございまして、5-2の「展開方向」で御説明をさせていただきたいと思っております。

1ページでございますが、これは将来目標の、左側の3.9%という京都議定書上の目標に対し

まして、平成10年～14年のベースに基づきますと3.1%程度にしかないという、5月の段階で説明申し上げたものでございますが、再度ここに置いております。

2 ページですが、これに対して今後どうしていくのか。先ほど林政課長の方から御説明しました予算等も入ってくるわけですが、健全な森林の整備につきましては、間伐の推進と造林未済地の解消が二つの大きい課題だと思っております。間伐の推進につきましては、6～7 齢級の4割が10年間まだ間伐されていないということございまして、これをどうやっていくのか。下の水色の枠にありますように、効率的な間伐を推進するために団地的な取り組みをもう少しふやそうとか、間伐の量をふやす、間伐率を高めることによりまして、いわゆる間伐収支とか、利用促進による採算性の向上とかというものを確保していこうということを考えておりまして、いろいろな形で間伐を推進したいと思っております。

造林未済地の方につきましては、平成11年の2万2,000haから平成15年に2万5,000haと、伐採されて3年以上造林されていないところが増加しておりますので、ここにつきましては、再度地域の実態、いわゆる更新状況等について調査をしまして、的確な更新が図れるようにしていくとともに、公的主体の主導によります森林整備がどうしたらできるかということも議論していきたいと思っております。

3 ページですが、緑の雇用等担い手の定着促進と山村の再生でございます。先ほど高木委員から御質問がありましたように、緑の雇用の研修生の定着というのが一つの課題でございます。今後、その研修生等の技術を高めるとか、リーダーの養成とか、労働災害の防止とかということもございまして、それとあわせて、一番左側にありますように、山村地域にどうやってそういう方々を定住させていくのか、定着させていくのかということが一つの課題だと思っております。山村地域におけるそういう方々に、多就労的に収入をふやしていただく、もっと地域資源を使って収入をふやしていただくということについても支援をしてまいりたい。それから、真ん中にありますように、何と言いましても森林組合が担い手の中心でございますので、その体制の整備を強化してまいりたいということでございます。

4 ページですが、保安林等の適切な管理・保全等につきましては、計画的な保安林の指定という形で、さらに保安林の指定量をふやしていくとともに、保安林の効率的な管理をどうやっていけばいいのか。真ん中にありますように、奥地保安林の保全ということで、奥地の保安林におきまして、いわゆる針広混交林化といいますか、荒廃しているところについて、自生樹などを活用してもう少し針広混交林化していこうということでございます。こういう場合には労働力が必要です、緑の雇用などもこういうところでは活用できるのではないかと考えておりますし、現地で

発生した木材などを使って簡易な治山施設をつくるみたいなことも、さらに導入をしていきたいと思っ

ているところがございます。もちろん「いのちと水を守る緑の保全」という治山本来のところもやっ

ていかなければいけないと思っております。

5 ページですが、木材・木質バイオマス利用の促進でございます。現状、1,700万立方メートル、目標は2,500万立方メートルまで木材の利用を上げなければいけない。また、バイオマスの利用も重要なもの

でございますけれども、これに向けまして、今後はどうしたら消費者対策を進められるかというところが一つの課題だと思っております。セミナー活動やエコ消費活動グループと連携した消費者への積極的な働きかけとか、いわゆる教育の充実等々のこともございます。また、地域材利用による森林整備への貢献度がどうやったら把握できるかということで、システムをつくって消費者に訴えていくとか、そういうことなども行いたいと思っ

ているところがございます。いずれにいたしましても、木材・木質バイオマスの利用が一つの森林整備の鍵を握るとい

うふうに考えております。

6 ページですが、もう一点が国民参加の森づくりの推進でございます。森林のボランティア団体の数、1,165団体までふえてまいっております。ただ、一方で災害発生等が懸念されまして、森づくりの団体の新規の設立とともに、安全とか、技術の研修をどうやって支援していくのかということがこれからの課題と思っております。

また、森林環境教育の推進という形で、森林に入ってきていただく方の体験学習とか、教育の推進というのが重要だと思っ

ているところがございます。

7 ページですが、こういうことを通じまして、次の第2ステップ、3カ年間を通じてやった後、最終的には吸収量を報告・検証する必要がございます。平成18年中に報告・検証体制について、条約事務局に報告をして、19年中には国際的な査察のチームが来ることになっておりますけれども、それに向けてデータの整備等をやっていくというのが、第2ステップのもう一つの課題になるのではないかと

思っております。

8 ページですが、いずれにいたしましても、必要な追加対策を講じまして、第2ステップで森林吸収源対策を強力に推進して

いくというのが私どもの課題でございますし、先ほど税制のところ

で御説明申し上げましたようよ、コストの縮減等を図りながら、一般財源の確保にも努めますけれども、環境税を創設していただきまして、その

税収の使途に森林吸収源対策を位置づける

ということについて、環境省と連携を図りながら対応してまいりたいということでございます。

それから、恵先生の先ほどの御質問のところ

で、木材の蓄積をどうするのかという話がございましたけれども、これにつきま

しては、第2約束期間、次の段階に向けて、その評価方法につい

で今積極的に議論しているところでございます。当面は、利用されたものについては、マイナスカウントと有馬先生がおっしゃったところになっておりまして、次の課題ということでございます。

以上でございます。

梶谷森林整備部長 今回のカウント、吸収量としてカウントしてもらえるとというのは、森林をきちんと管理、人為的に手を加えて管理した部分ということにルール上決まっております、伐採された分については、たとえそれが整備に当たっても、その量については逆に排出量というふうになされるというルールになっております。このルールの良し悪しはありますが、その後、木材としてどういうふうに使ったらいいかというのが、第1約束期間までに国際的には決められなかったということがありまして、第2約束期間で適用するように、今議論を始めたところであります。したがって、そのルールにつきましては第2約束期間で明らかになってくると思います。ただ、いずれにしましても、木材を使うということは、本来の意味の地球温暖化防止には貢献するわけですし、もちろん吸収源対策としても貢献するわけですから、その辺相まってやっていかなければならないと思っております。木材を使うことは省二酸化炭素、ほかのことでやるものに比べて二酸化炭素を出さなくていい、いわゆる化石燃料を使わなくていいという効果があるわけですから、その辺の効果は逆に削減対策の中でカウントされるべきではないかと思っております。

木平会長 それでは、地球温暖化防止森林吸収源の対策について御説明をいただいたわけですが、内容は非常に多いわけです。個々についての十分な議論ができるとは思いませんが、皆さんの方から、大きな方向について御意見があれば承りたいと思います。

太田委員 先ほどからの話で結構なんですけれども、簡単に言いますと、現在の第1約束期間では林業をやって伐採するとマイナスになるわけです。ですから、次の期間では、町の中に蓄積されているものを含めて、あるいは町の中で蓄積されたものプラスマイナスを議論にのせてもらうということをお話しされたのだと思うのですが、このあたりは有馬先生の方がわかるかもしれませんが、そのあたりのデータ、森の中の蓄積がどのくらいあるかというのは、森林の今までのところでいろいろやってきているわけなんですけれども、町の中のものがふえる・ふえないというデータ、このあたりはどのくらいまで収集可能なのか、あるいは収集の努力としてどういうことが今やられているのかということをもう少しお聞きしたいと思います。その辺が非常に心配なんです。

2番目は、町の中まで含めてふえているんだということをぜひ認めてもらわないと、林業で伐

採ることがプラスにならないということになるわけです。

第3目のステップとしては、私はそう解釈しているのですが、石油の代替ということで、町の中で増えなくても、あるいは木材生産をたくさんやってグルグル回すということがそれだけプラスになるというステップがあるわけですが、そこらあたりは、私よくわかっていないのですが、今の状況の中でいろいろ議論されているというか、カウントみたいなことがどこかで、排出権とか、その辺でカウントされているのか、その辺はさらに先であって、IPCCとかにのらないけれども、実質的にはそれが重要なので我々としては大いにやっていくということなのか、その辺私の認識の整理も含めてお伺いしたいと思います。

山田計画課長 有馬委員の方が詳しいのかもしれませんが、第一発目のカウントをどうされているのか、国内の蓄積、いろいろな先生方のレポートがあります。ただ、公式に整理したものがあると言われると、まだないというのが実態だろうと思います。それでよろしいでしょうか。

有馬委員 正式を何というか.....。

山田計画課長 いわゆる政府としてといたしますか、それがないということです。

2点目の質問がちょっとわからなかったのですが。

太田委員 私の感覚では、今の第1約束期間の計算の仕方、これが一番単純ですので、これを第1段階と私は思っているのですが、第2段階はどうしても町の中に蓄積しているもののプラスを読んでもらいたいというのを、私は第2段階と思っているのですが、もう一つ、それとは別に代替の方です。石油を代替しているということは、町の中で増えなくても、あるいは森の中で成長が増えなくても使うということで循環させていくということが、化石燃料を使わない分だけプラスになると思っているのですが、有馬先生に、それでいいののかも含めてお聞きしたいと思います。

山田計画課長 先に私からお答えしますけれども、一応地球温暖化対策推進大綱の中では、製造時に化石燃料を多用する製品を代替することによる非エネルギー起源の二酸化炭素の抑制排出対策という項目がございます、そこに木材の利用も入れてはいただいております。

太田委員 それで計算されているのかどうかですが。

山田計画課長 項目には入っておりますけれども、トータルとして計算は一応したのですが、カウント対象からいいますと微々たるものということでございます。それから、化石燃料を代替することによるエネルギー供給量の二酸化炭素排出抑制対策、そこにも項目として入っております。ただ、これも御承知のとおりですけれども、数量的には非常に微々たるものでございます。

有馬委員 太田先生の御質問ですが、木造住宅だとか、木造建築物として木材がストックされている量がどのくらいかというのは、木造住宅については既に林野庁等でもやられておりまして、現実に増えています。ただ、これが将来にわたってどういう具合になるかということになると、ストックというのはある程度安定域に入りますと増えなくなるはずで、ましてや、多分住宅着工戸数が減ってきますし、人口が減ってきますから、そうすると、壊したら減りますので、したがって、都市の方のストックに期待するということは、余り過大な期待はしない方がいいということになります。だから、それがどのくらいでコンスタントになるか、そうしたら一応ゼロになるかと思えます。

ただ、例えば住宅の数だけだったら、これは当然減ってくるであろうと思えます。例えば25年ぐらいで壊す、30年で壊すにしても、いずれにしてもだんだん減ってくるわけですから、これは減ってくる可能性があります。したがって、一番効果的なのは、今まで木材でないところに木材を使うということが一番効果的であるということだけは非常にはっきりしております。それはシミュレーションしても当然であります。したがって、それは蓄積を増やすということにも非常に効きます。

もう一つは、他の材料に替わって使うことによって、化石燃料を使わないという効果の方がはるかに大きいということは一応分かっておるし、それをなるべく出すようにしておりますけれども、これはなかなか、林野庁が言うのはいいのですけれども、ほかの人たちは言わない。ほかの分野の人たちは、むしろ自分たちにとっては非常に不都合なことでありますので、これは言葉が妙な具合にとられるといけませんけれども、素直に言いますと、代替される、取ってかわられるということに対しては非常に抵抗が強い。したがって、余り言いたがらないというところがあるかと思えます。でも、そんなことを言っていていいのかというのが私どもの主張でもありますし、吸収源対策と排出源対策とをあわせて行うことが大事なことでありますので、そういう形でいろいろな報告書等はまとめるようにしているつもりでございます。

木平会長 どうぞ。

横山委員 3点ございまして、先ほどの決算概要のところでもお話ししたかったのですが、長くなるので差し控えましたけれども、一つは、政策評価をどういうふうにお考えになっているのか。決算概要のときも、コスト・イフェクティブネスなり、お金をかけるに値しているかどうかということが、政策過程の中でどういうふうに反映しているのかということがやはり今後必要になるのではないかとすることが1点目です。

2点目は、その観点でいきますと、今の予算のままていくと、あるいは現状のままの整備でい

くと、3.1%しかいかない。目標に0.8ポイント分足りない。330万ha分を整備するときに、どのくらいの予算が必要なんだということについての裏付けがなされているのかどうかということが重要になってくるのではないかとということが2点目です。

3点目は、政策の手段として、税だけではなくて、恐らくいろいろな経済的手法が取りざたされていまして、排出権なりクレジットの取引というようなものも当然出てくるだろう。そうしたときに、森林吸収源対策というときに、税を使って補助金を出すということだけをお考えなのか、第2ステップ、第3ステップに向けてどういう御準備を、排出権取引みたいなものを組み込んでいくのかということも、政策評価という観点で重要になってくるのではないかと思います。

この3点を申し上げたいと思います。以上です。

木平会長 計画課長、お願いいたします。

山田計画課長 横山先生おっしゃるとおりだと思います。第1点目の質問と第3点目の政策の評価と手段というのを一緒にお答えすることになるかと思えますけれども、この吸収源対策のコストがどうなのかということが一つあるかと思えます。私どもといたしましては、6%達成のための政策手段、今やっている手段は中庸のコストに位置づけられていると思っております、これは先生十分御存じのとおりでございますけれども、そういう中で、なおかつどうやってコストを縮減しながらこれを達成していくのかということが政策評価的にも重要なことではないかと思っているところでございます。

それから、今のままでいくと足りない分の0.8%分をどうするのかということでございますけれども、これについての裏付けといえますか、環境省の中間報告で出された1兆数千億というものの、6年間とか、そういう期間でございますけれども、それから私どもといたしまして年間1,000億強足りないということについての試算等はいろいろさせていただいているところでございます。

木平会長 どうぞ。

栗原委員 山村に住んでいる者として皆様に申し上げたいのですけれども、先ほどの有馬先生のお話でも、化石燃料から木質の燃料にかわるということは非常に大きな役割を持つものだというお話があったのですけれども、現在、木材・木質バイオマス利用ということで、製材工場の残材とか、林地の残材とかを使っているペレット工場などがたくさんできております。5ページに実需に直結する「攻め」の消費者対策を推進するという項目があって、すごく心強いと思うのですけれども、実際に木質バイオマスのストーブとか、ボイラーとか、そういうものがもう少し安価になれば使いたいという人は大勢いるわけです。ですから、何とかコストを削減して、皆さん

に使っていただけるような対策を立ててもらおうようなことが一つ加わると、本当に攻めで、消費者は飛びついてくるのではないかと思うのです。

実は飯能に工場ができたのですけれども、ぜひ使いたいんだけども、まだできないの、まだできないのと待っていてくれる人が結構いるのです。ですから、女性の中では、地球温暖化対策のために使わなければいけないという気持ちが大変浸透しているので、この攻めの消費者対策というのを、具体的に攻めの方法を考えていただいて、もう少し一般の人たちが使えるようなバイオマスの利用というのができる、ものすごい効果があるのではないかと思います。

山田計画課長 栗原委員、言われるとおりだと思います。御承知のとおり、ペレットストーブ、薪ストーブなどが、いろいろな業者により開発されております。でも、なかなか高い。これを低くして家庭まで入らなければいけない。その家庭に入るくらいまでの消費をどう進めていけばいいかという、今の補助体系では家庭までというところに林野庁としては助成できない。ほかの省庁などとも協力しながら、その辺をどこまでやっていくかということが一つの課題だと思っております。

木平会長 ありがとうございます。

では、最後に、どうぞ。

恵委員 今おっしゃった件で、例えば川口の鋳物工場が非常に衰退していて、その工場でペレットが使えるストーブをいっぱい生産し、それを使ってくれる消費者に対して補助が出るような、流域内の市町村で条例づくりを推進して、何らかの減免とか、何らかのインセンティブを与えるようにしてはどうかと思います。過渡期でいいと思うのです。最初のスタートアップのとき、10年間だけ価格が下がるように、何か施策を講ずるとか。それこそ上下流の産業振興にもなるし、下町の振興にもつなげられるのではないかと思うので、そういう事例をモデルとして立ち上げていただくのも手かなと思いました。

木平会長 ありがとうございます。

私個人としては、森林吸収量の報告・検証体制をつくるということ、これが重要ではないかと思っております。そういうことで非常に期待しております。ぜひ立派なものを完成させていただきたいと思っております。

山田計画課長 今後のスケジュールでございますけれども、今後改定を予定しています地球温暖化対策推進大綱、まだこれから動いてまいります。今後またこの林政審議会に再度御説明する機会も来ようかと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

木平会長 それでは、次の説明事項といたしまして、特定保安林の整備について、お願ひいた

します。

上河治山課長 続きまして、特定保安林の整備につきまして御説明申し上げます。資料6「特定保安林の整備について」を御覧いただきたいと思います。これは前回、5月の審議会におきまして御審議いただきました全国森林計画の変更についての関連でございます。

まず、特定保安林制度の概要について簡単に御説明を申し上げます。御案内のとおり、保安林制度につきましては、水源の涵養ですとか、土砂流出の防備といった森林の機能を守るために、伐採や土地の形質の変更等を制限する制度でございます。しかしながら、近年、林業採算性の悪化ですとか、不在所有者の増加等によりまして、保安林においても手入れが十分に行われていない森林が生ずるということで、指定の目的に即した機能の発揮を図るために、積極的な施業の促進が必要だという状況になってきております。そういった中で、機能の低下した保安林について、また、手入れが十分に行われず早急な施業を必要とする森林を「要整備森林」として明らかにして、森林所有者などに対しまして働きかけを実施することにより解消を図る特定保安林制度、これは昭和59年の保安林整備臨時措置法の改正の際に創設しまして、これまで20年間臨時的に措置をしてまいったところでございます。

この保安林整備臨時措置法が昨年度末に期限切れになるということもあり、また、機能低位な保安林が依然として相当程度存在するという状況の中で、本年3月に森林法を改正いたしまして、この特定保安林制度を拡充・恒久化した上で、適切な施業を図るということにしたわけでございます。

この特定保安林制度につきましては、若干御説明が不足していたところもありますけれども、水源涵養保安林とか、そういった保安林とはまた別に特定保安林があるということではなくて、水源涵養保安林や土砂流出防備保安林の中で、機能が低下したものを特定保安林として指定をしていくということでございます。

その内容につきましては、資料の2ページを御覧いただきたいと思います。まず、農林水産大臣が定めます全国森林計画に基づいて特定保安林を農林水産大臣が指定をするということになるわけでございます。そうしますと、その特定保安林の中で、特に早急に森林施業等を実施する必要があると見られる森林を「要整備森林」として、都道府県知事は地域森林計画の中に、この計画を変更して指定をするということになるわけでございます。この指定の際には、利害関係者からの異議申し立てがあった場合の意見聴取をするという制度も設けてございます。

そうした上で指定をいたしまして、都道府県知事は森林所有者に対して、施業を実施するよう勧告をすることができるようになっております。さらに、勧告をしても実施していただけない場

合には、権利移転等の協議の勧告をするということになってございます。この場合、今回の改正で森林施業の委託についても協議の勧告の中身として追加しているところでございます。さらに、これでも実施をしていただけない場合には、最終的には保安施設事業すなわち、治山事業によりましてそういった森林の整備を行う必要が生じる場合があるわけでございますけれども、その際には森林所有者の方は、そういった事業の実施を拒むことはできない受忍義務が発生する、そういう仕組みになってございます。

そういった中で、特定保安林の指定状況でございますけれども、従前の保安林整備臨時措置法に基づきます特定保安林、これは制度ができてから20年間にわたりまして、手入れ不足とか、また厳しい自然状況などによって発生いたしました造林の不成績な疎林とか粗悪林といった保安林を対象といたしまして、全部で71万6,000haの特定保安林が指定されたわけでございますけれども、この間に要整備森林につきましては、それぞれ森林整備を終えまして、この71万6,000haにつきましてはすべてその指定を解除したということで、一たんこれについてはすべて整備が終わっているという状況になっております。

今後につきましては、森林法に基づく新しい特定保安林について、私どもの試算によりますと、全保安林、民有保安林のうちの約2割に相当いたします100万haが、そういった特定保安林に当たるものがあるというふうに見込んでいるわけですが、これにつきまして、既に6月に策定いたしました全国森林計画、これがもう既にできておりますので、それから3カ月間経過したわけでございます。こういった中で、従来のいわゆる疎林とか粗悪林とは異なりまして間伐等の施業を必要とする過密林を中心といたしまして今指定を進めているわけございまして、現時点におきまして約3万7,000haの指定が行われたところでございます。今後とも特定保安林に関する調査を実施して、計画的に指定を進めてまいりたいと考えております。

そういうことで、特定保安林につきましては、今後森林所有者への助言、指導、それから森林整備事業、治山事業、この総合的な組み合わせによりまして整備を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

木平会長 ありがとうございます。

特定保安林の整備について、こういう方針、内容について御意見あるいは御質問があればお願いいたします。

どうぞ。

太田委員 特に関係ないかもしれませんが、新しい森林法で森林を整備する義務みたい

なところがありますね、そのあたりと、所有権の移転とかというかなり強いところまであるのですが、その辺のかかわりはほとんどないのでしょうか。そのあたりは余り関係ないのかなという気もしますが。

上河治山課長 今回の義務というのは植栽義務でしょうか。

太田委員 植栽ではなくて、新しい森林林業基本法の中に森林を整備して国民のためになるというか、そういう義務を負うという話がちょっと出ておりますよね、そのあたりとここは直接は関係ないですか。

上河治山課長 はい。

太田委員 わかりました。

木平会長 よろしいでしょうか。

それでは、こういう方針で整備を進めていただきたいと思います。よろしく願います。

それでは、あと二つ残っております。もう少し願います。「松くい虫被害対策」について、説明をお願いいたします。

井上森林保護対策室長 森林保護対策室長でございます。

資料7の「松くい虫被害対策について」を御覧ください。松くい虫被害対策の一環といたしまして、現在航空機（ヘリコプター）による薬剤の空中散布を行っております。その防除効果や自然環境等への影響を把握するため、昭和52年度よりその効果・影響等の調査を実施してきております。調査結果につきましては、国会等における論議を踏まえまして、毎年林政審議会等で説明、報告をしてきております。今回は平成15年度の実施につきまして、防除効果、自然環境への影響調査の結果につきまして取りまとまりましたので、報告をいたします。

まず、調査結果の説明をする前に、被害対策の概要について簡単に御説明をいたしたいと思っております。資料の1ページでございます。松くい虫の被害の現状でございますけれども、松くい虫の被害については、マツノマダラカミキリが運びますマツノザイセンチュウによる被害でございます。平成15年度の被害量は80万立方メートルということでございまして、ピークの昭和54年度の243万立方メートルに比べまして約3分の1程度になっているという状況でございます。

被害発生件数は、北海道、青森を除く45都府県で発生しているような状況でございます。

2ページが被害の対策の方針でございます。松くい虫の被害対策につきましては、公益的機能の高い松林を「保全すべき松林」に指定いたしまして、その周辺に位置いたします松林を「周辺松林」に指定するという形で、保全すべき松林の被害を終息させることを目標に、空中からの防除とか伐倒駆除などを実施しております。また、保全すべき松林と一体的な防除を行いつつ、周

辺松林等を隔離するために樹種転換を周辺松林で実施しているところでございます。

3 ページに、簡単に被害の発生のメカニズムと防除手法を記載してございます。被害対策は、松くい虫の被害の原因でございますマツノザイセンチュウを運びますマツノマダラカミキリの生活サイクルにあわせて実施してきてございます。カミキリが羽化したします5月から6月に松林に薬剤を散布することによりまして、マツの樹皮を後食いたします、成長するためにマツをかじるわけですけれども、カミキリの成虫を駆除するために薬剤を散布する。さらに、秋から翌春にかけて被害木を伐倒駆除することによりましてカミキリの幼虫を駆除する、こういった手法で駆除を実施してきているところでございます。

次に、4 ページですが、航空機による防除ですけれども、環境に対する影響、または住民に対する影響等々を十分考慮いたしまして、実施に当たっては細心の注意を払って実施してきているところでございます。まず、大臣ないしは知事が防除実施基準というものを策定いたしまして、薬を散布できるような森林を明確に定めているところでございます。さらに、事業計画を策定し、地域住民等と十分協議いたしまして計画をつくる。さらには、実施に当たっては地域住民への周知だとか、関係機関への連絡を密にいたしまして、万が一の際に準備を行い、散布をしているような状況にあるということでございます。

それでは、15年度の防除の実施効果についてでございますけれども、6 ページをお開きください。防除効果ですけれども、航空機を利用して行う薬剤による松くい虫の防除の効果ということで、現在32県、特別防除として航空機から薬剤を散布しているところでございます。そのうち28県につきまして、航空防除したところとそうでないところを比較いたしまして、その後の被害の発生の率を調べて効果を測定しているところでございます。

効果の結果は7 ページに掲示してございます。特別防除を実施したところとそうでないところの被害本数率、もとあったところにどのくらい被害が出たかということございまして、特別防除区では1.4%、非防除区では4.7%という被害率でございました。また、被害本数率の分布ですけれども、被害本数率が1%未満、100本のうち1本以下の枯れがあったというような微害の地域が7割を占めておりました。これは薬剤防除を実施したところですよ。それに対しまして、防除を実施しなかったところにつきましては、被害本数が5%以上の激害地域が43%にも及んだということでございます。特別防除区の被害本数率の平均につきましては、非防除区と比較いたしまして低いということ、また、各県ごとに比較いたしましても、両調査区で差が認められたということございました。このことから、特別防除の効果は高いものと考えているところでございます。

詳しい個々の内容につきましては8ページ、9ページに、県別ないしは被害別ごとの詳細を示してございます。御参考に見ていただければと思います。

次に、10ページですけれども、薬剤防除を実施したことによって自然環境への程度の影響があったのかということ进行调查したものです。この調査の概要ですけれども、特別防除を実施したことによりまして、自然環境、生活環境に及ぼす影響を把握するという事で、実施をしております県のうち9県をサンプリングいたしまして影響調査を実施しているところでございます。特別防除を実施した地域とそうでないところを比較いたしまして、林分状況だとか、気象状況、あと環境条件が可能な限り類似したところを選定して比較を行ったところでございます。

調査結果の概要ですが、11ページを御覧いただきたいと思います。詳しくは12ページ、13ページに調査項目、調査内容、調査の結果の詳しい内容を記載してございますが、それを取りまとめて御報告をいたしたいと思います。

まず、林木だとか下層植生に与える影響ですが、一部の県で下層の草本の葉に斑点等の変色等がありましたけれども、その後の成長には影響がなかったということでございました。

2点目の野生鳥類、昆虫類、土壌動物、水生動物に関してでございますけれども、薬剤散布の影響と考えられます個体数の変動があったところでございますけれども、個体数につきましては、散布2カ月後までにおおむね回復しているという状況でございました。

3点目の土壌及び河川水、大気中における薬剤の残留の観点ですが、土壌の調査につきましては、一部の県で散布前に薬剤が検出されたということがありました。散布後には、散布による影響ということで濃度が上がったわけですけれども、その後経時的に低下しているような状況でございました。

河川水や大気ですけれども、厚生労働省による指針値、または環境省における気中濃度評価値を超える薬剤が、散布後には検出されましたけれども、散布2日後までには本指針値等未満の濃度に低下したということでございました。

これらの結果ですが、まとめとして、自然環境等に対する影響は、一時的または軽微でございまして、容認できる範囲ではなかったかというふうに考えているところでございます。

詳しい内容につきましては、12ページから15ページ、さらに各県ごと、これは審議会の委員の先生から各県ごとの詳しいデータをお示しいただきたいということでございましたので、参考資料として各県別ごとの詳しい内容を添付してございます。

以上、簡単ではございますけれども、松くい虫被害対策についてと防除効果、自然環境等への影響についての報告を終わります。

木平会長 どうもありがとうございました。

前回に比べてはるかに正確な、丁寧な資料をちょうだいいたしました。ありがとうございます。
それでは、小林特別委員の方からコメントをお願いいたします。

小林特別委員 薬剤防除については特にコメントすることはありません。この内容で私も了承しております。

ただ、松くい虫の正体が、マツノザイセンチュウが病原体です。しかも、これは北米大陸から入ってきたものです。媒介昆虫であるマツノマダラカミキリは従来から日本にいたというからくりがわかったのが、1970年、71年ぐらいでしょうか、もう30年以上たちました。日本に入ってきたのがちょうど100年前です。長崎で最初に発生しました。そして、南からずっと、今、私秋田にいるのですけれども、秋田県が最北端の被害地になっております。

これだけの歳月が過ぎますと、松くい虫被害の方が結構変わってきました。30年前、西日本で強烈な被害が発生した状態から、西日本でもだんだん標高が上がってきています。当時は海岸地帯でした。そして東北まで来ました。東北では、空中散布をきちんとすればよくききます。それから、樹幹注入という方法がございますけれども、これもよくききます。問題はとも伐倒駆除です。といいますのは、松くい虫の発生の態様が、寒い分だけ変わってきている。西日本でも標高が高くなるにつれてどういうふうに変ったかといいますと、感染してから発病するまでの期間がずっと延びた。ですから、感染して発病する、要するに被害木として認知できるようになるまでの期間がずっと延びましたし、1年じゅう発生しています。西日本ですと、これが夏から秋に集中している。これにはマツノマダラカミキリがしっかり寄生している。ほとんどの被害木にはマツノマダラカミキリがいます。ところが、1月じゅうだらだらと被害が出ているような状況になりますと、被害木の中でカミキリがついている率がグッと減ります。それから、カミキリの方も寒いところに行きますと1年では親になり切れなくて、2年がかりでやっと親になる。そういうものは1年で出たものに比べると、ザイセンチュウを持っている数がずっと少ない、大幅に減っています。

これは二つの問題があります。現象としては非常に複雑になる、だから、防除が大変だという見方があります。一方、これを逆に見ますと、松くい虫被害の発生に抑制的に働く要因になっている。ですから、防除する側にとって有利な要件になりつつある。ですから、このあたりで防除体制を見直すといえますか、特に伐倒駆除について。もう一つは、目標ですね、今までは撲滅ということをねらっていました。秋田県の最北の八森町まで出てしまったという状況からいきますと、被害状態を微害状態のまま維持する。今までは感染症だから撲滅しなければということをや

ってきました。30年前からそうやってきたのですが、現在の状況にあわせると、撲滅できるところはもちろんそうすればいいのですけれども、せっかく微害状態に落としてあるところを微害状態のまま維持する、そういう見方もこれからは大変重要ではないかと思います。いろいろなことで、そろそろ今までやってきた方法を少し見直す時期かなという印象を持っております。

以上です。

木平会長 どうも大変ありがとうございました。今の小林委員の御意見を参考にして、また検討いただきたいと思います。

それでは、最後の説明事項になりましたけれども、「農林水産省木材利用拡大行動計画の平成15年度の実施状況」について御説明をお願いいたします。

青木参事官 林政部参事官の青木でございます。座って説明させていただきます。

お手元の資料8-1、8-2でございますが、8-2の「農林水産省木材利用拡大行動計画」の中ほどにありますように、「農林水産省自らがより一層の木材利用の拡大に取り組む」ということで、昨年8月、原則として「木造・木質化・木製品」ということで、「農林水産省木材利用拡大行動計画」を策定いたしました。その内容としては、具体的な目標数値を挙げて公共土木事業等について対応するというところでございます。右にございますように、公共土木工事で、柵工について木製100%、土留工等について木材の使用量を現状の2倍程度といったような目標、あるいは補助事業対象施設につきましては木造100%、あるいは庁舎等、あるいは事務用品等での木材利用を推進するというような内容のものでございます。

その実施状況でございますが、資料8-1を御覧いただきたいと思います。15年度の主な実施状況として取りまとめてございますが、まず、公共土木工事、補助事業対象施設における実施状況といたしまして、公共土木工事における実施状況としては、安全柵、手すり等の木製割合、目標は100%ということですが、88%という実施状況でございました。

それから、林野公共事業における木材の使用量、これは単位事業当たりの木材の利用量を、先ほど2倍程度を目標するというところでございましたが、1.9倍程度ということでございます。

補助事業対象施設における実施状況ということで、木造率100%目標ということですが、78%という状況になってございます。

なお、下に書いてありますが、公共土木工事等々におきます計画などにも地域材の利用促進を明記いたしまして、一層の推進を図っていくという体制をとっているところでございます。

2ページ目ですが、農林水産省等の対象施設及び対象物品における実施状況ということで、主な実施状況といたしまして、庁舎の木造化、内装木質化、あるいは木製品の導入等々ですが、本

省課長・室長以上の事務机を原則木製品化するという中で80%という実施状況でございます。また、間伐材封筒、間伐材フラットファイルの利用の促進ということで、実績といたしましては、間伐材封筒が約100万枚、間伐材フラットファイルが2万4千枚といったような実施状況でございます。

そのほか、モデル的な取り組みといたしまして、本省内廊下の腰壁の木質化、ドアの木質化等々を行うとともに、木材の需要に応えるような安定供給の取り組みといたしまして、ここに書かれておりますような体制の整備でありますとか、マニュアルの作成、関係機関への積極的な説明の実施といったようなことを実施したところでございます。

15年度の実施状況につきましては、8月以降ということでありましたが、それなりの進展を見ているのではないかと考えております。また、なお一層16年度も対応を進めてまいりたいというふうに考えております。

3ページ以降は、その実施状況の具体的な内容でございまして、公共土木工事における実施状況といったようなことで、おおむね全局・庁にわたりまして9割近い実施状況ということで、平均で88%、林野公共事業につきましては先ほど御説明したとおりでございます。

4ページは補助事業対象施設における実施状況ということで、各局に若干ばらつきがございます。ちなみに経営局、52%ということでございますが、木造としていないものについても、内装の木質化といったような取り組みが進められているという状況でございます。

5ページは、農林水産省及び関係機関の対象施設及び対象物品における実施状況ですけれども、これは先ほど御説明したものをもう少し詳しく整理してございます。

6ページ目、先ほどのモデル的な取り組みということで、林野庁の7階の木質化でありますとか、その下に木造ではないけれども、非木造施設の内装の木質化といったような取り組みの状況、7ページ目でございますが、木製型枠（残置式）の擁壁施工でありますとか、魚礁への木材利用といったような取り組みの例を整理してございます。

8ページ、9ページにつきましては、先ほど御説明しましたような供給体制でありますとか、説明の徹底、9ページには情報の提供等々について整理をしてございます。

以上、15年度の実施状況でございますけれども、引き続き16年度も進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

木平会長 どうもありがとうございました。

それでは、この点について御質問とか御意見があればお伺いしたいと思います。

青山委員 まず隗より始めよということで、積極的に木を使っておられるということで大変結

構なことで、林野庁のフロアに入りますと至るところに木が使われていて大変気持ちのいいものです。今回は、農水省関連に関する御報告だったと思いますが、今はほかの省庁なども積極的に木を使っていくという動きなどもありまして、これもまた大変結構なことで、ぜひ進めていただきたいと思います。

木を使ったいろいろな公共事業等が、私たちの目に触れる場所等にも増えてきました。そういうところには是非とも、ここはどこ産の、どういう木を使っているのだということを大々的にアピールしていただければいいのではないかと思います。よく補助事業を使ってやっていますというのを、こっそり書いてあることもあるのですが、お金の話はともかく、国産材もこういう間伐材を使っているというのはもっと大々的に言っていただいてもいいと思います。私たちもそういうものに注目する目も持っていると思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

それから、先ほどの木材とか木質バイオマスなどに関しましても、それを国民に訴えかけていくときに、地球温暖化というのは大前提なのですが、それをいかにおしゃれな今風なライフスタイルに合ったやり方だということを、もっと積極的なアピールの仕方というのがあるかと思いますので、私たちに利用を促進させるようなアプローチの仕方というのを是非とも工夫していただきたいと思います。

それから、最後に感想的なことですが、林野庁はいろいろなところで経営の合理化だとかに取り組んでおられて、ぜひとも頑張っていただきたいと思います。人員の削減とかということにも取り組んでおられるわけですが、確かにむだなものは省けばいいと思いますが、これから林野庁の将来を担う若い人たちの育成とか、アウトソーシングもいいけれども、やはり林野庁の中での技術をどれだけ高めていくかということは、当然やっておられると思いますが、そういうところにもぜひ重点を置いて、これからも日本の森を守っていただければありがたいと思いました。

木平会長 どうもありがとうございました。

今のライフスタイルに合った形のPR、私の世代のような者に言われたのではないかと思います。また、技術的な向上も、対外だけではなくて内部での技術向上、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、大変長くなりましたけれども、委員の皆様方には長時間にわたり熱心な御審議をいただきまして、本当にありがとうございました。また、林野庁の担当の方には、要領を得た資料を提供していただき、また明快な説明をいただき、本当に感謝しております。

これをもちまして、本日の林政審議会を閉会とさせていただきます。

午後4時36分 閉会